

平成 28 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

荒川区監査委員

28 荒監第 166 号
平成 29 年 3 月 13 日

荒川区長 殿
荒川区議会議長 殿

荒川区監査委員 中里 稔
同 岩下 嘉之
同 志村 博司

平成 28 年度財政援助団体等監査結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体等（補助金等交付団体、出資団体、公の施設の指定管理者）の監査を行ったので、同法同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告書を次のとおり提出します。

1 実施期間

平成28年12月19日から平成29年1月25日まで

2 監査対象等

監 査 対 象		財政的援助 等内容
団 体 等	関 係 部	
荒川区土地開発公社	管理部	負担金、貸付金、 出資金
社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会	地域文化スポーツ部 福祉部 子育て支援部	補助金
荒川区国際交流協会	地域文化スポーツ部	補助金
荒川区リサイクル事業協同組合	環境清掃部	補助金
特定非営利活動法人 あふネット (重度身体障害者グループホーム おぐのあかり)	福祉部	補助金
社会福祉法人 至誠会 (至誠会第二保育園)	子育て支援部	補助金
株式会社 MIRATZ (MIRATZ東尾久保育園)	子育て支援部	補助金
35 (産後) サポネット in 荒川 (子育て交流サロン みんなの実家)	子育て支援部	補助金
社会福祉法人 聖風会 (区立西日暮里在宅高齢者通所サービスセンター)	福祉部	指定管理者
社会福祉法人 東萌会 (区立南千住七丁目保育園)	子育て支援部	指定管理者

3 監査の観点、範囲、監査日及び監査の結果

監査の観点、範囲、監査日及び監査の結果は、対象団体別に示すとおりである。

監査報告書に記載するに至らない事項については、その都度注意した。今後の執行に当たり充分検討・注意して取り組まれない。

財政援助団体等を所管する各部署においては、事務事業執行のより一層の適正化・効率化に向けて、各団体へ適切な指導及び助言について努められたい。

対象団体別目次

	頁
1 荒川区土地開発公社 -----	1
2 社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 -----	3
3 荒川区国際交流協会 -----	6
4 荒川区リサイクル事業協同組合 -----	8
5 特定非営利活動法人 あふネット (重度身体障害者グループホーム おぐのあかり) -----	11
6 社会福祉法人 至誠会 (至誠会第二保育園) -----	13
7 株式会社 MIRATZ (MIRATZ東尾久保育園) -----	16
8 35 (産後) サポネット in 荒川 (子育て交流サロン みんなの実家) -----	18
9 社会福祉法人 聖風会 (区立西日暮里在宅高齢者通所サービスセンター) -----	20
10 社会福祉法人 東萌会 (区立南千住七丁目保育園) -----	22

1 荒川区土地開発公社

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区土地開発公社（以下「開発公社」という。）は、事務所を荒川区荒川二丁目2番3号（荒川区役所内）に置き、昭和63年4月11日に公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条の規定に基づき、設立された法人である。

(1) 設立目的

開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と区民福祉の増進に寄与することを目的としている。

(2) 主な事業

ア 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地の取得、管理及び処分を行うこと。

イ 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

(3) 組織

開発公社は、事務局を区管理部経理課に置き、理事12名、監事2名、評議員10名、事務局職員21名をもって構成されている。

2 区との財政援助等の関係

区は、開発公社の設立に際し、基本財産として1,000万円を出資しているほか、負担金及び貸付金を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 開発公社

ア 事業運営は、設立目的及び補助目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 出資金、負担金及び貸付金に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 管理部

ア 開発公社に対する指導監督は適切か

イ 負担金及び貸付金の支出の手続き及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成27年度の出資金、負担金及び貸付金の対象事業について実施した。

3 監査日

- (1) 開発公社 平成 28 年 12 月 19 日 (監査委員・事務監査)
 (2) 管理部 平成 28 年 12 月 19 日 (監査委員・事務監査)

第 3 監査の結果

平成 27 年度の事業実績は、表(1)、表(2)、表(3)及び表(4)のとおりである。

表(1) 負担金実績 (単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
運 営 費 負 担 金	1,702,000	1,177,411	524,589

表(2) 貸付金実績 (単位：円)

区 分	土地取得資金 元金分	利子相当分	合 計 額
運 営 資 金 貸 付 金	230,084,624	10,297,723	240,382,347

表(3) 運営資金貸付金 (単位：円)

区 分	償還元金	利子相当分	合 計
長 期 償 還 分	230,084,624	9,440,737	239,525,361
短 期 償 還 分	0	856,986	856,986
合 計	230,084,624	10,297,723	240,382,347

表(4) 取得用地及び区に売却した用地の面積及び金額 (単位：㎡・円)

区 分	取得用地の面積及び金額		区に売却した用地の面積及び金額	
	面 積	金 額	面 積	金 額
道 路 用 地	719.16	448,641,530	1,127.35	997,556,490
施 設 ・ 公 園 用 地 等	1,715.98	809,709,863	2,138.25	986,471,072
合 計	2,435.14	1,258,351,393	3,265.60	1,984,027,562

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なもの認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

2 社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人荒川区社会福祉協議会（昭和 28 年に任意団体として発足。以下「社協」という。）は、事務所を荒川区南千住一丁目 13 番 20 号に置き、昭和 39 年に社会福祉法人の認可を受けた社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条の規定に基づく法人である。

社協は、荒川区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、社協が実施する社会福祉活動等に要する経費の一部を補助することにより、民間による地域福祉活動を育成・促進し、公私の協力による地域福祉活動の充実を図り、区民の福祉の向上に寄与することを目的としている。

(2) 補助事業の内容

社協は、区から次の補助金を受けて事業を行っている。

- ア 地域活動支援事業
- イ 社協職員人件費
- ウ ボランティア活動推進事業事業費
- エ ボランティア活動推進事業人件費
- オ 地域コーディネーター人件費
- カ 重度心身障がい者（児）レクリエーション事業
- キ 長寿慶祝の会事業
- ク 福祉サービスあんしんサポート事業
- ケ 在宅福祉サービス事業
- コ 福祉のしごとフェア事業
- サ 介護保険サービス利用者負担額軽減制度事業
- シ 荒川おもちゃ図書館子育て交流サロン事業運営費
- ス 汐入おもちゃ図書館子育て交流サロン事業運営費
- セ おぐぎんざおもちゃ図書館子育て交流サロン事業運営費

(3) 組織

社協は、理事 18 名、監事 3 名、評議員 40 名、職員 169 名（常勤職員 74 名、非常勤職員 95 名）をもって構成されている。また、平成 28 年 3 月 31 日現在の

会員数は、個人会員 3,665 名、団体会員 143 件、ワンコイン会員 26 件である。

3 区との財政援助等の関係

区は、社協に対して、社会福祉活動等の経費の一部について補助金を交付している。

このほか、区は、社協を①荒川区立荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター ②荒川区立西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター ③荒川区立荒川老人福祉センター ④荒川区立荒川生活実習所 ⑤荒川区立尾久生活実習所 ⑥荒川区立尾久生活実習所分場 ⑦荒川区立荒川福祉作業所 ⑧荒川区立障害者福祉会館の指定管理者に指定しており、指定管理料 5 億 3,218 万 7,445 円を支出している。

また、区は、障害者就労支援事業、ふれあい入浴券支給事業など 12 事業の委託料 5,475 万 9,152 円を支出している。

第 2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 社協

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 地域文化スポーツ部・福祉部・子育て支援部

ア 社協に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手続き及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成 27 年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) 社協 平成 29 年 1 月 10 日（監査委員監査）、11 日（事務監査）

(2) 地域文化スポーツ部

平成 29 年 1 月 10 日（監査委員監査）、11 日（事務監査）

(3) 福祉部

平成 29 年 1 月 10 日（監査委員監査）、11 日（事務監査）

(4) 子育て支援部

平成 29 年 1 月 10 日（監査委員監査）、11 日（事務監査）

第3 監査の結果

平成27年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
地域活動支援事業	6,394,384	6,340,947	53,437
社協職員人件費	68,246,000	68,246,000	0
ボランティア活動 推進事業事業費	2,890,000	2,680,412	209,588
ボランティア活動 推進事業人件費	9,835,614	9,835,614	0
地域コーディネーター 人件費	2,616,000	2,427,339	188,661
重度心身障がい者(児) レクリエーション事業	1,259,000	1,222,928	36,072
長寿慶祝の会事業	11,561,000	10,961,615	599,385
福祉サービスあんしん サポート事業	15,847,000	15,714,574	132,426
在宅福祉サービス事業	34,887,000	32,903,590	1,983,410
福祉のしごとフェア事業	150,000	138,147	11,853
介護保険サービス利用者 負担額軽減制度事業	23,067	23,067	0
荒川おもちゃ図書館子育 て交流サロン事業運営費	8,867,000	8,867,000	0
汐入おもちゃ図書館子育 て交流サロン事業運営費	7,949,000	7,949,000	0
おぐぎんざおもちゃ図書 館子育て交流サロン事業 運 営 費	8,255,000	8,255,000	0
合 計	178,780,065	175,565,233	3,214,832

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められた。

なお、社協及び地域文化スポーツ部・福祉部・子育て支援部においては、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、文書事務等に関して一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で口頭注意し、今後の事務処理を指導した。

3 荒川区国際交流協会

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区国際交流協会（以下「国際交流協会」という。）は、事務所を荒川区荒川二丁目2番3号（荒川区役所内）に置き、平成5年10月21日に設立された任意団体である。

国際交流協会は、区民の国際交流活動の拠点として国際交流事業を推進し、外国都市との友好親善と区民の国際理解を深めながら荒川区の国際化を図り、荒川区を世界に開かれた夢のあるまちとすることを目的としている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、国際交流協会に対して、その目的に沿った事業を展開するために、活動に要する経費の一部について、荒川区国際交流協会補助金交付要綱に基づき補助している。

(2) 補助事業の内容

国際交流協会は、区からの補助金を受けて、次の事業を行っている。

- ア 国際交流事業の計画と実施
- イ 国際理解事業の計画と実施
- ウ 在住外国人支援事業の計画と実施
- エ 外国都市との交流の推進
- オ 国際交流に関する広報、調査、研究
- カ 国際交流関係機関、団体等との連絡及び協力
- キ 区又は他の公共的団体からの受託事業
- ク その他協会の目的の達成のために必要な事業

(3) 組織

国際交流協会は、理事12名（理事長、副理事長及び常務理事各1名を含む。）、監事2名、職員6名（理事1名を含む。）をもって構成されている。

平成28年4月1日現在の賛助会員数は、個人会員141名、団体会員22団体で、協力会員数は536名である。

3 区との財政援助等の関係

区は、国際交流協会に対して補助金を交付している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 国際交流協会

- ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか。

(2) 地域文化スポーツ部

- ア 国際交流協会に対する指導監督は適切か。
- イ 補助金交付の手続き及び時期は適切か。

2 監査の範囲

平成 27 年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

- (1) 国際交流協会 平成 28 年 12 月 19 日（監査委員監査）、20 日（事務監査）
- (2) 地域文化スポーツ部 平成 28 年 12 月 19 日（監査委員監査）、20 日（事務監査）

第 3 監査の結果

平成 27 年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
荒川区国際交流協会補助金	6,147,000	4,532,124	1,614,876

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められた。

なお、交流協会及び地域文化スポーツ部においては、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、会計処理において適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で口頭注意し、今後の事務処理を指導した。

4 荒川区リサイクル事業協同組合

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区リサイクル事業協同組合（以下「協同組合」という。）は、事務所を荒川区東日暮里一丁目40番5号に置き、平成13年6月5日に設立した法人組合である。

協同組合は、区内で再生資源業（古紙・古布・びん・鉄・ゴム）を営む45社により組織され、家庭から排出される再生資源（古紙・びん・缶・ペットボトル・発泡スチロール製トレイ等）を廃棄物処理及び清掃に関する法律、容器包装リサイクル法に基づく実施主体である荒川区から依頼を受け回収・中間処理を行っている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、古紙・びん・缶・ペットボトル及び白色の発泡スチロール製食品用トレイの集団回収方式の資源回収を実施することにより、ごみの減量化及びリサイクルの推進を図り、もって資源循環型社会の形成に資することを目的としている。

(2) 補助事業の内容

協同組合は、区から次の補助金を受けて、事業を行っている。

ア 古紙回収事業緊急支援

古紙価格に起因する古紙の回収中止という事態を回避するとともに、安定的な集団回収ルートを確保する。

イ びん・缶回収事業

収集運搬、資源化を図り、集団回収の品目を拡大する。

ウ ペットボトル・白色の発泡スチロール製食品用トレイ回収事業

収集運搬、資源化を図り、集団回収の品目を拡大する。

エ 古布回収事業

古布の試験的な分別回収をとおして、区民のリサイクル機会の拡大に向けた仕組みと効果の検証を行う。

(3) 組織

協同組合の役員は、理事9名、監事2名をもって構成されている。

3 区との財政援助等の関係

区は、協同組合に補助金を交付している。

このほか、区は、集団回収ができない部分に対する、資源回収及び再資源化のための中間処理業務委託外3事業について、委託料2,060万3,998円を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 協同組合

ア 事業運営は補助目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金等に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 環境清掃部

ア 協同組合に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手続き及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成27年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) 協同組合 平成29年1月10日（監査委員・事務監査）

(2) 環境清掃部 平成29年1月10日（監査委員・事務監査）

第3 監査の結果

平成27年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
古紙回収事業緊急支援			
びん・缶回収事業	132,249,948	132,249,948	0
ペットボトル・発泡スチロールトレイ回収事業	111,648,222	111,648,222	0
古布回収事業	2,426,872	2,426,872	0
合 計	246,325,042	246,325,042	0

※ 古紙回収事業緊急支援に関する補助は、市況価格が補助基準額を上回ったため補助金の交付がなかった。

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なもの認められた。

なお、協同組合及び環境清掃部においては、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、補助金実績報告書の収支報告に係る書類について、分かりやすい財務諸表等の作成を行うなど、今後の事務処理の改善を求めた。

5 特定非営利活動法人 あふネット (重度身体障害者グループホーム おぐのあかり)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

特定非営利活動法人あふネット（以下「あふネット」という。）は、事務所を荒川区西尾久六丁目30番4号富田ビル1階に置き、平成14年12月4日に設立された法人である。

あふネットは、障害者・高齢者・子どもについて、権利擁護、地域生活支援、街のバリアフリー、情報バリアフリー、就労支援、教育支援に関する活動を行うとともに、相互理解・相互協力のネットワーク形成をはかり、バリアフリーの社会の実現と福祉の向上に寄与することを目的とした法人である。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、東京都重度身体障害者グループホーム事業実施要綱のBタイプとしての基準を満たした重度身体障害者グループホームに対し、荒川区重度身体障害者グループホーム事業補助要綱に基づき運営経費の一部を補助することにより、その安定した運営を確保し、もって重度身体障害者の地域生活を支援することを目的としている。

(2) 補助事業の内容

あふネットは、荒川区西尾久5丁目15番15号に重度身体障害者グループホームおぐのあかり（以下「おぐのあかり」という。）を平成19年1月22日に定員5人で開設し、5人が入居し運営している。

(3) 組織

あふネットの役員は、理事4名、監事1名をもって構成され、おぐのあかりの職員体制は、常勤職員7名（管理人1名、介助員6名）、非常勤職員10名（介助員）である。

3 区との財政援助等の関係

区は、あふネットに対して重度身体障害者グループホーム事業補助金を交付している。

このほか、区は、障害児タイムケア業務委託契約について、委託料653万3,992円を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) あふネット

ア 事業運営は補助目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金等に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 福祉部

ア あふネットに対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手続き及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成27年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) あふネット 平成29年1月12日（事務監査）

(2) 福祉部 平成29年1月12日（事務監査）

第3 監査の結果

平成27年度の補助金の実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
運 営 費 補 助 金	14,638,000	14,638,000	0
居 室 維 持 管 理 費 補 助 金	1,440,000	1,440,000	0
合 計	16,078,000	16,078,000	0

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

6 社会福祉法人 至誠会 (至誠会第二保育園)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人至誠会（以下「至誠会」という。）は、事務所を東京都新宿区河田町10番13号に置き、昭和48年2月19日に認可を受け設立し、社会福祉事業として、保育所及び一時預かり事業の経営を行っている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、児童福祉の向上を図ることを目的として、区内に保育所を設置している、又は設置を予定している社会福祉法人に対し、保育所の創設及び改築等の施設整備に要する費用の一部を、荒川区保育所緊急整備事業補助金交付要綱に基づき補助している。また、区内の私立保育所における入所児及び職員の処遇改善、産休等代替職員費、口腔健康教育に関する研修費、一時保育事業に係る経費の一部を、荒川区私立保育所の入所児等に対する助成要綱等に基づき補助している。

(2) 補助事業の内容

至誠会は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に基づく児童福祉施設である至誠会第二保育園を運営している。なお、当園は、平成27年4月から認可定員増を図り、荒川区東尾久五丁目34番6号に移転改築した。

至誠会第二保育園の施設概要は表①、認可定員は表②のとおりである。

表① 施設概要

所在地	荒川区東尾久五丁目34番6号
施設概要	鉄骨ALC造 3階建 延床面積 1,289.55㎡
	①乳児室・ほふく室 177.45㎡
	②保育室・遊戯室 399.86㎡
	③調理室 39.00㎡
	④便所 77.88㎡
	⑤その他 595.36㎡

表② 認可定員

区分	定員
0歳児	18名
1歳児	27名
2歳児	32名
3歳児	27名
4・5歳児	56名
合計	160名

(3) 入所児童数及び職員体制（平成27年3月1日現在）

入所児童数は、110名、職員体制は、園長1名、主任2名、保育士22名、看護師1名、栄養士1名、調理師2名である。

3 区との財政援助等の関係

区は、至誠会に対して、至誠会第二保育園の施設整備、入所児等に対する助成金等を補助している。また、緊急一時保育事業に関する委託料として41万5,700円、保育所運営費の扶助費として1億8,851万3,224円を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 至誠会

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子育て支援部

ア 至誠会に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手続き及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成27年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) 至誠会 平成29年1月18日（監査委員・事務監査）

(2) 子育て支援部 平成29年1月18日（監査委員・事務監査）

第3 監査の結果

平成27年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
保育所緊急整備事業	326,768,000	326,768,000	0
入所児等に対する助成	11,823,090	11,823,090	0
産休等代替職員費	478,555	478,555	0
口腔健康教育実施補助	39,188	39,188	0
一時保育事業	3,540,000	3,540,000	0
合 計	342,648,833	342,648,833	0

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められた。

なお、至誠会及び子育て支援部においては、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、補助金の申請手続きに関して一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で口頭注意し、今後の事務処理を指導した。

7 株式会社 MIRATZ (MIRATZ東尾久保育園)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社MIRATZ（以下「MIRATZ」という。）は、事務所を荒川区東尾久四丁目1番13号1Fに置き、平成22年6月に設立した。

MIRATZは、保育園経営等を目的に都内近郊において直営保育園を運営している。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、児童福祉の向上に寄与することを目的として、東京都の認証を受けた認証保育所が実施する事業に対し、運営費等に要する経費の一部を、荒川区認証保育所運営費等補助要綱に基づき補助している。

(2) 補助事業の内容

MIRATZは、荒川区東尾久四丁目1番13号1Fに、東京都が認証した0歳児から2歳児を対象としたMIRATZ東尾久保育園を、平成27年10月1日に開設し、運営している。

MIRATZ東尾久保育園の施設概要は表①、入所児童数は表②のとおりである。

表① 施設概要

所在地	荒川区東尾久四丁目1番13号1F
施設概要	鉄筋コンクリート造10階建の1階 延床面積 103.25㎡ 主な施設 ①乳児室・ほふく室 57.685㎡ ②保育室・遊戯室 9.95㎡ ③医務室 1.77㎡ ④調理室 6.48㎡ ⑤便所 9.91㎡ ⑥廊下・その他 17.455㎡

表② 入所児童数

(平成27年10月1日現在)

区 分	入所児童数
0 歳 児	6名
1 歳 児	15名
2 歳 児	5名
合 計	26名

(3) 施設の職員体制 (平成27年10月1日現在)

職員体制は、施設長1名(保育士)、保育従事職員12名(保育士8名、保育補助者4名)、栄養士1名、調理師1名である。

3 区との財政援助等の関係

区は、MIRATZに対して、MIRATZ東尾久保育園の保育所運営費等に要する経費の一部を補助している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) MIRATZ

- ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか
- イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子育て支援部

- ア MIRATZに対する指導監督は適切か
- イ 補助金交付の手続き及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成27年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

- (1) MIRATZ 平成29年1月24日（監査委員・事務監査）
- (2) 子育て支援部 平成29年1月24日（監査委員・事務監査）

第3 監査の結果

平成27年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位:円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
運 営 費	8,084,300	8,084,300	0
健 康 診 断 費	55,080	55,080	0
腸 内 検 査 費	23,085	23,085	0
蔵 書 充 実 推 進 費	12,204	12,204	0
開 設 準 備 経 費	14,669,607	14,669,607	0
合 計	22,844,276	22,844,276	0

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

8 35 (産後) サポネット in 荒川 (子育て交流サロン みんなの実家)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

35 (産後) サポネット in 荒川 (以下「サポネット」という。) は、平成18年度から事業開始し、現在は事務所を荒川区町屋五丁目5番5号に置き、地域ボランティア等の連携活動によって、①子育てサロン「みんなの実家@まちや」の運営 ②産後支援ボランティア派遣事業 ③家庭訪問事業 この3本柱で子育てを応援する任意団体である。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

おおむね3歳未満の児童及びその保護者に対し、身近な場所に集いの場を提供する等地域の子育て支援の拠点となる地域子育て交流サロン事業を実施し、区民との協働による子育て支援事業を促進し、児童福祉の向上と子育て親子の支援に充実を図ることを目的に、事業に要する経費の一部を事業補助金交付要綱に基づき補助している。

(2) 補助事業の内容

サポネットは、次の事業にかかる経費について補助金を受け安定運営を確保している。

ア 在宅で子育てをしている0歳～3歳までの乳幼児とその保護者に交流の場を提供する子育て支援の拠点となる子育て交流サロン事業

イ 出産後間もない子どもを養育する家庭において、養育が困難な場合、子育ての負担軽減を図る産後支援ボランティア助成事業

ウ 育児に不安があり周囲から十分な支援が得られない家庭に、ボランティアが訪問し、育児不安や孤立化の解消を図る安心子育て訪問事業

3 区との財政援助等の関係

区は、サポネットに対して、子育て交流サロンみんなの実家の運営費等に要する経費の一部を補助している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) サポネット

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子育て支援部

ア サポネットに対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手続き及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成27年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) サポネット 平成29年1月23日（事務監査）

(2) 子育て支援部 平成29年1月23日（事務監査）

第3 監査の結果

平成27年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
交流サロン運営費補助金	8,068,000	8,068,000	0
産後支援ボランティア派遣事業	2,693,952	2,693,952	0
安心子育て訪問事業費	1,893,750	493,246	1,400,504
合 計	12,655,702	11,255,198	1,400,504

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

9 社会福祉法人 聖風会 (区立西日暮里在宅高齢者通所サービスセンター)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区立西日暮里在宅高齢者通所サービスセンター（以下「通所サービスセンター」という。）の指定管理者である社会福祉法人聖風会（以下「聖風会」という。）は、事務所を足立区花畑四丁目39番10号に置き、昭和29年12月28日設立された社会福祉法人である。

聖風会は、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護事業、デイサービスセンター、ケアマネージメントセンター、地域包括支援センター等の経営を行っている。

(1) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

- ア 介護保険法第8条第7項に規定する通所介護に関する業務
- イ 介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に関する業務
- ウ 家族又は介護者に対する指導及び相談に関する業務
- エ 利用料金の収受及び減免に関する業務
- オ 設備及び付属設備の維持管理に関する業務
- カ その他、区長が必要と認める業務

(2) 施設の職員体制

通所サービスセンターの職員体制は、管理者1名（生活相談員1名を兼務）、生活相談員2名、介護職員16名、看護職員2名、機能訓練指導員2名、その他6名で構成されており、常勤職員6名、非常勤職員22名である。

2 区との財政援助等の関係

通所サービスセンター（指定期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日まで）は、利用料金を団体の収入とし指定管理業務に充てているため、区は、指定管理業務に要する経費を支出していないが、介護保険外事業の委託料として295万9,000円を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 聖風会

指定管理事業は適正かつ効率的に履行されているか

(2) 福祉部

聖風会に対する指導監督は適切か

2 監査の範囲

平成 27 年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

- (1) 聖風会 平成 29 年 1 月 16 日 (監査委員・事務監査)
- (2) 福祉部 平成 29 年 1 月 16 日 (監査委員・事務監査)

第 3 監査の結果

平成 27 年度の指定管理事業実績は次表のとおりである。

(単位：円)

収 入 額		108,013,466
内 訳	介 護 報 酬 収 入	85,292,143
	利用者負担金等収入	17,343,706
	その他の事業収入等	5,377,617
支 出 額		107,059,738

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

10 社会福祉法人 東萌会 (荒川区立南千住七丁目保育園)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区立南千住七丁目保育園(以下「南千住七丁目保育園」という。)の指定管理者である社会福祉法人東萌会(以下「東萌会」という。)は、事務所を埼玉県越谷市七左町一丁目347番地に置き、平成16年12月14日に設立された法人である。

東萌会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、保育所の経営、地域子育て支援拠点事業の経営等の第2種社会福祉事業を行っている法人である。

(1) 指定管理業務

① 南千住七丁目保育園の指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

ア 入所児童の生活指導、保健衛生その他児童の処遇に関すること。

イ 施設、付属設備及び備品の保全に関すること。

ウ 施設内の清潔の保持、整頓その他の環境整備に関すること。

エ 災害の防止に関すること。

オ 施設の経理を行うこと。

カ その他、区と指定管理者の協議の上、定められた事務に関すること。

南千住七丁目保育園の入所児童数は次表のとおりである。

平成28年3月31日現在

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
12名	17名	24名	35名	33名	28名	149名

(2) 施設の職員体制

南千住七丁目保育園の常勤者の職員体制は、園長1名、保育士20名、看護師1名、栄養士1名、その他3名である。

2 区との財政援助等の関係

区は、東萌会に対して南千住七丁目保育園(指定期間 平成24年7月1日から平成29年3月31日まで)の指定管理業務に要する経費として指定管理料を支出し、一時保育事業費補助金354万円、緊急一時保育事業委託料176,500円を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 東萌会

- ア 指定管理事業は適正かつ効率的に執行されているか
- イ 指定管理料に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子育て支援部

- ア 東萌会に対する指導監督は適切か
- イ 指定管理料の支出等の手続きは適切か

2 監査の範囲

平成27年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

- (1) 東萌会 平成29年1月25日（監査委員・事務監査）
- (2) 子育て支援部 平成29年1月25日（監査委員・事務監査）

第3 監査の結果

平成27年度の事業実績は、次表のとおりである。

(単位:円)

収入額		250,300,024
内 訳	保育事業収入	248,836,706
	その他の収入	1,463,318
支出額		182,341,146

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

